

バドミントン競技部細則

○登録について

①地域クラブ活動

- ア. 兵庫県中学校体育連盟の定める規定通りに、登録申請を行い、認定を受けた団体であること。
- イ. 団体代表者・所属選手・登録コーチの全員が、その年度の兵庫県バドミントン協会への登録を行っていること。 ※協会登録に関しては、兵庫県中学校体育連盟バドミントン競技部の HP を確認すること。
- ウ. 活動拠点の確認のため、練習に使用している体育館の領収書または使用承諾書のコピーを必ず添付すること。（活動拠点として申請している体育館の前年度実績分）
- エ. 競技部が指定する期日までに、来年度の認定および申請を兵庫県中学校体育連盟事務局に行うこと。
- オ. 活動拠点は、認定および申請時から5年間は原則変更できない。

②代表者

- ア. 代表者は、兵庫県中学校体育連盟が定める規定を遵守できる人物であること。
- イ. 代表者は、（公財）日本スポーツ協会公認バドミントンコーチ1以上の資格を有する人物であること。
※R8年度までに、コーチ資格取得を前提として認定および申請を認める。
- ウ. 代表者が原則、試合会場への引率を行うこと。行えない場合は、審判員資格を持った登録コーチが代理として行うこと。
- エ. 引率者（代表者または登録コーチ）は、試合会場への選手の引率や当日の行動・体調に責任を持ち、管理すること。
- オ. 代表者は、20歳以上の者とする。
- カ. 代表者は、認定および申請時から3年間は原則変更できない。

③登録コーチ ※今までの外部コーチ制度とは違います。

- ア. 登録コーチは、日常的に練習に参加し、選手の育成に関わっている人物であること。（複数名可）
認定および申請期間内に登録していない登録コーチの追加は、原則認めない。
- イ. 登録コーチは、（公財）日本バドミントン協会公認3級審判員資格以上の資格を有していること。
- ウ. 登録コーチは、20歳以上の者とする。

④所属選手 ※兵庫県内の生徒で、通う中学校にバドミントン部がない選手。

- ア. 所属選手は、活動団体での活動に常時参加していること。部活動と同様に、できる限り所属チームでの活動が続けること。
- イ. やむを得ない年度内の移籍（地域クラブ活動から地域クラブ活動へ）に関しては、原則次年度まで試合に出場できないこととする。
- ウ. 所属選手（新2・3年生）は、認定および申請年度の2月末日までに所属団体から県中体連への認定および申請を行うこと。
- エ. 所属選手（1年生）は、認定および申請年度の5月末日までに所属団体から県中体連への認定および申請を行うこと。

○ 大会参加について

- ① 活動拠点に該当している市区郡町大会に出場できることとする。ただし、上位大会につながらない市区郡町大会（各地区中体連が認めた公式戦以外の試合）は含まないこととする。
- ② 同じ市区郡町に、出場団体がなく予選が成立しない場合は、必ず上位大会を運営している競技部に連絡を入れ、代表を公正に決定すること。

（例）淡路地区より出場 … 県中体連バドミントン競技部へ連絡

予選が成立しない市区郡町より出場 … 地区中体連バドミントン競技部へ連絡

- ③ 団体戦に出場の場合は、同じ地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の中に 5 人以上の選手に出場の意思があり、所属地域クラブ活動の代表者の了承があれば参加できる。

○ その他 ※参加資格の特例にも記載

- ① 申請書に虚偽の申請があった場合や、中体連競技部の定める大会運営や細則に則らない行為への指導に協力頂けない場合は、大会参加資格をはく奪する。大会参加後であった場合は大会結果についても同様の措置を行う。
- ② 上記の内容によってはく奪されたチームの代表者・コーチは 10 年間新しいチームや既存のほかのチームの代表者・コーチになることはできない。